

報告概要

イスラエルの集団的懲罰体制によるパレスチナ難民帰還の妨げ -家屋破壊を事例とした法的メカニズムの解明

報告者：島本奈央

大阪大学大学院国際公共政策研究博士課程

【研究概要】

本研究の目的は、Collective Punishment を通じたイスラエルのパレスチナ人への集団的懲罰体制の法的メカニズムを明らかにすることである。これによって、今日に至るまでパレスチナ人の難民帰還を妨げている要因に対する新たな視座を提供することを目指す。昨今イスラエルによる種々の差別的法律の施行によって、パレスチナ人全体を排斥する集団的懲罰体制が確立されつつある。この体制を支えているのは、Collective Punishment（連座刑）と呼ばれる人権侵害行為である。Collective Punishment に定義される犯罪行為はいくつか国際文書等で取り上げられているが、本研究では難民研究の一環として、難民の自主帰還を最も妨げている、家屋破壊に焦点を絞り、国際法とイスラエル国内法を用いて、イスラエル最高裁判所の判決を分析し、家屋破壊に踏み切る際のイスラエルの基準を導出することで、イスラエルの集団的懲罰体制のメカニズムを明らかにしていく。

国際法を手法としたパレスチナ難民の先行研究はすでに数多く蓄積されている。ただ、個別の人権侵害行為に関する研究は進んでいるものの、それら一連の行為を統治システムと結びつけ、集団的にパレスチナ難民を含めたパレスチナ人全体の人権侵害につながる体制を本研究は指摘する。Collective Punishment の事例として取り上げた、家屋破壊という最も非道な国家権力の行使は、難民の故郷への帰還をより困難とさせている。イスラエルの Collective Punishment に代表される、国際法違反の重大な犯罪行為の不処罰はもはや看過することはできない段階にきている。パレスチナ側から Collective Punishment に関する法的、政治的議論の巻き起こしは、私たちを含めた国際社会に、不処罰をいつまで見過ごすのか、と常に問いかけており、それに応える社会的責務があると考えられる。

【発表サマリー】

本研究は、走りだしたばかりでまだまだ論を練る必要がある。にもかかわらず、二人のコメンテーターの先生方からは研究の発展可能性について貴重な示唆を頂いた。

江崎智絵先生からは、家屋破壊と都市計画、入植地とのかかわりまで分析を広げる必要がある研究ではないかとのコメントを頂いた。特に東エルサレムの都市計画の背景にある複雑な政治的意図の存在をご指摘頂き、自身の研究滞在中、東エルサレムでフィールドワークを

行った経験からも、研究に取り入れなければいけない視点に気づかされた。

桑原尚子先生からは、法学的観点、特に法社会学的な観点から、イスラエル国内法における家屋破壊の正当化事由について詳細な指摘を頂いた。特に今後判例分析を進めていく上で、注意すべきポイントや方向性を確認できた。また、イスラエル最高裁の Collective Punishment の解釈は国際法的通説と大きく隔たりがあり、イスラエル最高裁の分析を行うのならば、よりイスラエル政府が法的解釈をどのように行っているのかその背景から正確に分析することが必要であることを痛感した。